



# 地域社会保障教育推進事業 について

平成24年8月24日  
全国社会保険労務士会連合会

# 目次

---

1	事業実施体制	3
2	スケジュール案	5
3	事業推進PT	5
4	講義形式、体験活動形式の授業内容	6
5	参考 (社労士会が実施する社会保障教育の実績)	7

# 1 事業実施体制①

## 事業実施体制

本事業の実施にあたり、連合会、地協、社労士会、社労士が目的・趣旨の達成に向けて、以下の体制のもと進めていきます。

### 連合会

- ①事業推進PTの開催
- ②社会保障教育プログラムの策定
- ③最終報告書の作成
- ④厚生労働省との連絡・調整

### 地協(全国6地協)

- ①実施県の選定

### 社労士会(地協の選定した7会)

- ①実施校の選定
- ②講師の選定

### 社労士(講師)

- ①実施校との調整(日時・内容等)
- ②体験活動機関との調整(内容等)
- ③講義の実施
- ④学校・体験活動機関・生徒用アンケートの回収
- ⑤講師用アンケートの記入

## 事業実施社労士会

地域	実施社労士会
(1)北海道・東北地域	福島県
(2)関東・甲信越地域	東京都、千葉県
(3)中部地域	愛知県
(4)近畿地域	兵庫県
(5)中国・四国地域	愛媛県
(6)九州地域	福岡県

# 1 事業実施体制②

## 1. 講師委託先

高校等で社会保障教育を実施した経験のある社労士が講義を行います。

### ●社労士とは

「社会保険労務士」は、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として、企業経営の3要素(ヒト・モノ・カネ)のうち、ヒトの採用から退職までの労働・社会保険に関する諸問題、さらに年金の相談に応じる、ヒトに関するエキスパートです。

また、社会貢献活動の一環として、全国の社労士会において無料の労働相談所を設けているほか、社会保障制度全般に精通した唯一の国家資格者として、全国の高校等において社会保障教育を実施しています。

## 2. 学校

連合会の機関である地協が7実施社労士会を選定し、各社労士会が1校、計7校の実施校を選定(1校4クラスを想定)。講師となる社労士が社労士会と連携し、学校等と調整を行い、実施日、講義内容等を決定します。

## 3. 体験活動連携機関

講師となる社労士が社労士会と連携し、体験活動を行う機関と調整を行い、実施日、講義内容等を決定します。

### ●体験活動連携機関候補

「街角の年金相談センター」

街角の年金相談センターは、連合会が日本年金機構から委託を受けて、平成22年1月4日から社労士会及び会員の社労士の協力を得て運営を開始した年金に関する相談所です。年金に関する唯一の国家資格者である社労士が、労働保険に関する視点も踏まえた「対面相談」による親切丁寧なご説明をモットーに、国民目線でのサービスを行っています。

## 2 スケジュール案

時 期	内 容
平成24年8月～	実施社労士会の決定、授業実施校の選定
平成24年9月上旬	第1回事業推進PTの開催 ○実施要領、アンケート内容の検討
平成24年9月	実施社労士会あて実施要領等の送付
平成24年10月中旬	実施社労士会と学校において実施計画の策定 ○講義・体験学習の内容・実施時期の決定 第2回事業推進PTの開催
平成24年10月31日	厚労省あて社会保障教育プログラムの提出
～平成25年1月	授業の実施
平成25年2月15日	実施社労士会から連合会へ実施結果の報告
平成25年2月下旬	第3回事業推進PTの開催 ○最終報告書案の検討
平成25年2月28日	厚労省あて授業撮影ビデオ、アンケート集計の提出
平成25年3月29日	厚労省あて最終報告書の提出

## 3 事業推進PT

社会保障教育プログラムの策定、アンケート内容の精査や最終報告書などを検討する事業推進PTを開催します。

### 座長 小野 和夫

所 属	全国社会保険労務士会連合会 理事
主な実績	千葉県社会保険労務士会での学校教育事業に講師として参加。

### メンバー 大橋 達樹

所 属	東京都社会保険労務士会学校教育部会長
主な実績	東京都社会保険労務士会での学校教育事業に講師として参加。

### メンバー 林 智子

所 属	東京都社会保険労務士会練馬支部長
主な実績	東京都社会保険労務士会での学校教育事業に講師として参加。

## 4 講義形式、体験活動形式の授業内容

### 1. 講義形式の授業内容

仕様書の「社会保障の給付と負担の構造を含め、社会保障に関する子どもたちの理解を深めるための教育を実施する」との趣旨・目的に鑑み、社会保障全般の制度や法律などの説明を単調に行うのではなく、子どもたちが社会保障に興味を持ってもらうため、まずは、学校を卒業して社会に出た場合の「給付と負担」について、社会生活のリスクなどの実例を交えながら説明することで、社会保障制度を身近に感じてもらう講義にします。その後、社会保障制度全般の説明を行うとともに、社会保障制度を支える一番の要である「労働者」として「働くこと」の意義について、クラス全体で意見を出し合ってもらいます。

当会で作成した教材及び社会保障の教育推進に関する検討会作成の教材をテキストとします。

なお、上記の授業内容は7校で行う講義内容のコンセプトであり、実際の講義内容については、地域に根ざした社会保障教育プログラムとなるよう、学校との調整を経て、地域ごとに講義の内容を決定してもらいます。

### 2. 体験活動形式の授業内容

上記の講義形式の授業を経て、社会保障制度の概要や働くことの意識について理解をもらった後に、体験活動形式の授業を行う。内容としては、**給与計算（社会保険料の算出）の実践、社会保障制度が運用されている現場の見学や施設等の担当者から体験指導を行うこと**により、制度をさらに身近に感じてもらう。

なお、上記の授業内容は7校で行う講義内容のコンセプトであり、実際の講義内容については、地域に根ざした社会保障教育プログラムとなるよう、学校との調整を経て、地域ごとに講義の内容を決定してもらいます。

## 5 参考（社労士会が実施する社会保障教育の実績－1）

連合会では、社会貢献活動として、社会に出る前の学生を対象に、「労働・社会保障に関する基礎知識」を伝えるため、中学校や高等学校、大学に社労士を講師として派遣する事業を推進するほか、附属機関の社会保障労務士総合研究機構において教材・カリキュラムの研究を行うなど、積極的に社会保障教育に取り組んでいます。

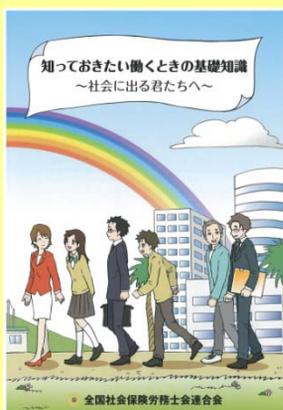
### 1. 目的

昨今、経営環境が非常に厳しくなっている中、解雇、労働条件の引き下げ、パワハラなどによる職場トラブルの増加や、トラブルによる離職、メンタルヘルス不調が急増していることから、学校教育の段階で一定の社会保障教育を実施し、「社会保障の必要性」「働くことの意義」などを意識づけてもらうことが必要であると考え、全国の社会保障労務士会において、学生に対する社会保障教育への取組みを進めています。

### 2. 教材の作成・頒布

上記「1. 目的」を達成するため、連合会では全国統一教材として「労働・社会保障に関する基礎知識～社会に出る君たちへ～」を作製し、全国の社会保障労務士会に頒布しています。

#### 知っておきたい働くときの基礎知識～社会に出る君たちへ～



【仕様】 44ページ、2色（一部4色）

【目次】

はじめに

1. いろいろある働き方
2. 給与明細をよく見てみよう
3. 入社前に確認しておこう
4. 会社を休みたいとき
5. 職場のトラブルがあったとき
6. 病気やけがで病院に行ったとき
7. 職場でけがをしたとき
8. 失業したり、退職したりしたとき
9. 年をとったときの生活は？
10. 困ったときの相談先

## 5 参考（社労士会が実施する社会保障教育の実績－2）

### 3. 社会保障教育の実施の提案

全国の社労士会では、教育委員会や学校長等へ、社会保障教育を課外活動枠等に組み込むことの必要性を提案しています。

### 4. 社会保障教育の実施

上記提案により、当該学校において社会保障教育を実施することが決定した場合、学校が希望する日時・具体的な内容等を相談した後、社会保障制度全般に精通し、十分な知識・経験を有する社労士を講師として派遣しています。

### 社労士会における社会保障教育の実績（平成23年度）

都道府県数	学校数	生徒数
28都道府県	高校:196校	28,084人
	大学:17校	1,784人
	中学:7校	1,054人
	その他:21校	1,093人
	241校	32,015人

### 5. 社会保障教育の教材・カリキュラムの研究

当連合会付属の社会保険労務士総合研究機構では、社会保障教育に活用する教材・カリキュラムの研究を行っています。